

別註

取見書

- 一 今後解雇減俸セズ
- 二 延滞給料即時支給ス
- 三 給料ハ毎月二十九日ニシテ支給ス
- 四 正取手当左ノ通り支給ス
  - ① 勤続三ヶ月以上八十五日分
  - ② 勤続六ヶ月以上八十日分
  - ③ 勤続一ヶ年以上八十五日分
  - ④ 以後一ヶ年ヲ増ス毎二十五日分ヲ加算ス
- 五 岡善御君ヲ不慮トシ月給金四十五円ヲ支給ス
- 六 音介御ノ請願制度ハ之ヲ徹棄ス
- 七 中嶋清美君ハ月給金十七円トス
- 八 美須興堂君ハ月給金二十八円トス
- 九 小林実之助君ハ月給金十五円トス
- 十 吉田勇君ハ月給金二十二円トス
- 十一 志井清吾君ハ月給金二十二円トス
- 十二 藤田千代子君ハ月給金二十一円トス
- 十三 赤萩一保君ハ月給金二十五円トス
- 十四 幸番依伯君ハ月給金十六円トス
- 十五 女貞ノ日給八月給トシ現在ノ給料ニ金五十円実ヲ加フ
- 十六 菅原ニ要スル消費品ハ之ヲ支給ス
- 十七 巡勤手当ハ左ノ通り支給ス
  - ① 4.50
  - ② 7.50
  - ③ 10.50
  - ④ 13.50
  - ⑤ 16.50
  - ⑥ 19.50
  - ⑦ 22.50
  - ⑧ 25.50
  - ⑨ 28.50
  - ⑩ 31.50
  - ⑪ 34.50
  - ⑫ 37.50
  - ⑬ 40.50
  - ⑭ 43.50
  - ⑮ 46.50
  - ⑯ 49.50
  - ⑰ 52.50
  - ⑱ 55.50
  - ⑲ 58.50
  - ⑳ 61.50
  - ㉑ 64.50
  - ㉒ 67.50
  - ㉓ 70.50
  - ㉔ 73.50
  - ㉕ 76.50
  - ㉖ 79.50
  - ㉗ 82.50
  - ㉘ 85.50
  - ㉙ 88.50
  - ㉚ 91.50
  - ㉛ 94.50
  - ㉜ 97.50
  - ㉝ 100.50